

東北地方太平洋沖地震等に関する国税の問い合わせは

被災のため、納税地を所轄する税務署の管轄外に避難している皆さんの国税に関する相談等は最寄りの税務署でも受け付けています。

●問い合わせ 柳井税務署

☎ 0277

国税庁ホームページ

URL <http://www.nta.go.jp>

市民相談

お年寄りのための無料電話相談(山口県弁護士会)

山口県弁護士会では、5月7月の第2・第4火曜日にお年寄り対象の電話法律相談を受け付けています。
相談料は無料ですが、通話料はご負担ください。
○日時 5月10日(火)・24日(火)

市国民健康保険税の課税限度額を変更

平成23年度の市国民健康保険税の課税限度額が変更となります。なお、税率や計算方法等は昨年度と同じです。

納税通知書の発送時期は6月中旬ごろを予定しています。

区分	課税限度額	対前年度増減
医療保険分	510,000円	10,000円増
支援金分	140,000円	10,000円増
介護保険分	120,000円	20,000円増

※介護保険分は40歳以上65歳未満の市国民健康保険加入者がある場合のみ算定します。

●問い合わせ 税務課 ☎ 2111 内線 134

10時～12時
相談電話番号

山口県弁護士会
☎ 083(920)8730

身体障がい者巡回相談

○日時 5月13日(金)13時30分
～15時30分

○場所 市総合福祉センター
(ハートフルやない)

○内容 身体障がい者の補装具要否判定、適合判定等

●申込・問い合わせ 5月9日(月)までに市社会福祉課へ申し込んでください。
☎ 2111 内線 191

講座・教室

しらかべ学遊館

放課後子ども教室

■紙ひこうきを作って遊ぼう

○日時 5月14日(土)13時30分
～15時30分

○場所 しらかべ学遊館

○内容 紙ひこうきの作製

○定員・対象 小学生15人(先着順)
○料金 40円(保険代等)
○準備物 A4版厚手の広告

子ども手当の支給を引き続き行います

4月から9月までの6か月間、子ども手当は、これまでと同じ月額を支給することになりました。

○支給金額 子ども1人につき 月額 13,000円

○支給対象となる子ども

中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の子ども

○支給月 6月(平成23年2～5月分)・10月(平成23年6～9月分)

○申請手続が必要な人

▼出生などにより、初めて養育する子どもができた人

▼既に受給しているが、出生などにより養育する子どもが増えた人

▼既に受給しているが、他の市町村から転入した人

※現在、子ども手当受給中で、支給対象となる子どもの人数に変更がない人は申請の必要はありません。

○現況届 暫定的な支給延長のため、6月に現況届を提出する必要はありません。

ただし、暫定期間終了後の10月には届出・申請などが必要となる場合があります。

●問い合わせ 市社会福祉課 ☎ 2111 内線 187

紙(あれば)
●申込・問い合わせ 5月11日(水)までにしらかべ学遊館へ

申し込んでください。
しらかべ学遊館
☎ 24518